

令和2年5月7日提出

令和2年5月市議会臨時会 議案参考資料

木 更 津 市

令和 2 年 5 月市議会臨時会議案参考資料目録

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 3 3 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表	1
議案第 3 4 号	木更津市国民健康保険条例の新旧対照表	2
議案第 3 5 号	木更津市介護保険条例の新旧対照表	4

新旧対照表

○議案第 3 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

新	旧				
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年 4 月30日 条例第 9 号 附 則 3 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月31日までの間において特別職の職員に	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年 4 月30日 条例第 9 号 附 則 3 昭和53年11月における市長の給料月額、第 3 条第 1 号の規定にかかわら				
支給する給料月額は、第 3 条各号の規定にかかわらず、同条の規定を適用し た場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の10を乗 じて得た額を減じた額をそれぞれ支給する。	ず、次の表に定める額とする。ただし、調整手当を支給する場合の算出基礎 となる給料月額は、第 3 条第 1 号に規定する額とする。 <table> <tr> <th>区分</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>市長</td><td>522, 000円</td></tr> </table>	区分	給料月額	市長	522, 000円
区分	給料月額				
市長	522, 000円				

新旧対照表

○議案第34号 木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市国民健康保険条例 昭和34年3月31日 条例第10号	木更津市国民健康保険条例 昭和34年3月31日 条例第10号
附 則 <u>(施行期日)</u>	附 則 <u>(施行期日)</u>
第1条 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。	1 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。
<u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u>	2 削除
第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。	3 削除
2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。	4 削除
3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。	5 <u>(関係条例の一部改正)</u> 木更津市職員旅費支給条例（昭和30年条例第65号）の一部を次のように改める。 附則第4項 削除 <u>(関係条例の廃止)</u>
<u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u>	6 次に掲げる条例は廃止する。 (1) 木更津市国民健康保険運営協議会条例（昭和29年条例第4号） (2) 国民健康保険法の改正に伴う国民健康保険事業の応急措置に関する条例（昭和33年条例第23号）

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

新旧対照表

○議案第35号 木更津市介護保険条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市介護保険条例 平成12年3月25日 条例第7号 (保険料率) 第4条 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,300円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>18,300円</u>」とあるのは、「<u>31,300円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>18,300円</u>」とあるのは、「<u>45,700円</u>」と読み替えるものとする。 附 則 (延滞金の割合の特例) 第7条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	木更津市介護保険条例 平成12年3月25日 条例第7号 (保険料率) 第4条 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,200円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>23,200円</u>」とあるのは、「<u>39,500円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>23,200円</u>」とあるのは、「<u>47,400円</u>」と読み替えるものとする。 附 則 (延滞金の割合の特例) 第7条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。